

「町県民税申告相談会のお知らせ」

☆ 申告相談は下記の日程により行いますので、忘れずに申告をお願いします。
(郵送による通知は、ありません。)

☆ 2月8日及び12日の申告相談は、収入が年金のみの方に限ります。

☆ 申告相談時には、マイナンバーカードの裏表（又はマイナンバー通知カードと運転免許証などの身分証明書の組み合わせ）のそれぞれを提示が必要となりますので、忘れずに持参してください。

※マイナンバーが記載された住民票により、マイナンバー通知カードに替えることもできます

月	日	曜日	申告相談地区		申告相談会場等
			午 前	午 後	
2	8	金	収入が年金のみの方 (旧町内・中谷地区)		●申告相談会場 石川町共同福祉施設(1階ホール) (石川町商工会館内) ●申告相談会場の電話番号 TEL 26-8228 ●申告相談時間 ・平成31年2月 8日(金) ～ 3月15日(金) (土・日・祝日を除く) ・受付時間 午前の部 午前9時～11時まで (但し、受付・相談会の状況により相談時間が午後になる場合があります) 午後の部 午後1時～午後3時30分まで <u>※申告に係る相談は一人あたり30分以内とさせていただきますので、帳簿や伝票などの収支を集計の上、ご来場ください。</u> <u>※収支の集計済みの方を優先する場合がありますのでご了解ください。</u>
	12	火	収入が年金のみの方 (沢田・野木沢・山橋・母畑地区)		
	13	水	上母畑	母畑第一	
	14	木	湯郷渡	北山	
	15	金	山形		
	18	月	板橋		
	19	火	南山形	北山形	
	20	水	沢井三里(上沢井)・下沢井	沢井三里(大池)・島内	
	21	木	沢井三里(竹柄)	中央・古内	
	22	金	赤羽	新屋敷(沢田)	
	25	月	中田		
	26	火	形見	谷地	
	27	水	谷沢	坂路	
	28	木	双里		
	1	金	中野		●その他 ① 該当地区の相談日に都合により来場できない方は、期限内の都合の良い日に来場してください。(土・日・祝日を除く) ② 郵送による申告は、随時受付けていますので、自分で申告書を作成された方は、期限内に関係書類を添えて、直接、須賀川税務署に郵送して申告することができます。 (須賀川税務署の住所) 〒962-0844 須賀川市東町135番1号 須賀川税務署 ③ <u>e-Tax(国税電子申告・納税システム)</u> を利用すると自宅から確定申告ができます。詳しくは、e-Taxのホームページをご覧ください URL= http://www.e-tax.nta.go.jp/
	4	月	曲木		
	5	火	塩沢		
	6	水	王子平	新屋敷(石川)	
	7	木	当町	松木下・猫啼	
	8	金	新田	本宮	
	11	月	北町		
	12	火	新町・三芦・高田		
	13	水	南町	荒町・和久	
	14	木	馬場町	古町	
	15	金	予備日		